

報告第2号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (建設部関係)

1	専決年月日	令和6年2月5日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	135,025円
	概要	令和5年6月3日午前0時頃、豊川市新桜町通3丁目28番6において、倒れた街路樹が相手方の所有する2台の自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。